

みやざきアートセンター施設利用料金(2014年/平成26年 4月1日改訂)

基本利用料金

(単位 : 円)

施設名	使用区分	1時間	8時間以上 (1日)	2日間	7日間
		アートスペース1	入場料を徴収しない時	1,440	11,520
アートスペース1	1,000円以下の入場料を徴収する時	1,440	11,520	23,040	80,640
	1,000円を超える入場料金を徴収する時	2,880	23,040	46,080	161,280
	アートスペース2	入場料を徴収しない時	1,440	11,520	23,040
アートスペース2	1,000円以下の入場料を徴収する時	1,440	11,520	23,040	80,640
	1,000円を超える入場料金を徴収する時	2,880	23,040	46,080	161,280
	アートスペース3	入場料を徴収しない時	720	5,760	11,520
アートスペース3	1,000円以下の入場料を徴収する時	720	5,760	11,520	40,320
	1,000円を超える入場料金を徴収する時	1,440	11,520	23,040	80,640
	創作アトリエ	入場料を徴収しない時	1,030	8,240	16,480
創作アトリエ	1,000円以下の入場料を徴収する時	1,030	8,240	16,480	57,680
	1,000円を超える入場料金を徴収する時	2,060	16,480	32,960	115,360
	多目的室	入場料を徴収しない時	920	7,360	14,720
多目的室	1,000円以下の入場料を徴収する時	920	7,360	14,720	51,520
	1,000円を超える入場料金を徴収する時	1,840	14,720	29,440	103,040

- 1.入場料とは、入場料、会費、入場整理費等、入場する事に関して徴収される場合の対価をいうものとする。
- 2.入場料等に段階を設けているときは、その最高額を適用する。
- 3.会員制度とは、団体が会員制度をとり会員を招待するときをいう。
ただし、会員制度を適用しながら会員以外の者に入場券等を販売して入場させる場合は、入場券の最高額による料金区分を適用する。
- 4.利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数は、1時間とする。
- 5.アートスペース2を利用する場合において、利用面積が床面積の4分の3以下のときの使用料の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額とする。
(1) 利用面積が床面積の4分の3のとき この表に掲げる額の4分の3の料金。
(2) 利用面積が床面積の2分の1のとき この表に掲げる額の2分の1の料金。
(3) 利用面積が床面積の4分の1のとき この表に掲げる額の4分の1の料金。
- 6.多目的室を利用する場合において、利用面積が床面積の2分の1のときの利用料金は、この表に掲げる料金の2分の1の額とする。
- 7.利用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 8.営利を目的として利用するときは、10倍の利用料金とする。